

令和 3 (2021) 年度 国際共同研究事業 事務取扱の手引
＜令和 2 年度(2020)年度事務取扱の手引からの主な変更点＞

(1) 手引き

カッコ内の数字は手引の項目番号です。

① 本事業の趣旨等

- ・ (1-2) 課題番号 (15 桁) を導入しました。

② 業務委託契約

- ・ (3-2、3-6) 複数年度契約を導入しました。委託期間は令和 3 年 4 月 1 日から実施期間終了日 (共同研究終了日) までとなります。経費の執行については、会計年度 (4 月 1 日から翌年 3 月 31 日) 単位です。令和 4 年度目以降の委託費は、毎年度変更契約を締結することにより定めます。
- ・ (3-7) 事前の振興会の承認及び変更契約の手続を経た上で、最終年度の翌年度末までの実施期間の延長を可能としました。
- ・ (3-8-2) 「研究倫理教育に関するプログラムの受講等確認書」(様式 A) は複数年度の委託期間を通じて 1 回のみ提出いただくこととしました。複数年度契約締結後は、毎年度提出する必要はありません。
- ・ (3-3) 再委託について、再委託に係る経費が当該年度の委託費の 30%以内の範囲にある場合のみという制限を撤廃し、委託業務の主たる部分(企画、立案及び業務管理)に該当しない場合に変更しました。

③ 委託費の執行・管理

- ・ (4-1(1)①) 委託費の費目を、「物品費」、「国内旅費」、「外国旅費」、「人件費・謝金」、「その他」の 5 つの区分としました。
- ・ (4-1(2)) 不課税取引・非課税取引に係る消費税相当額について、「その他」に計上することとしました。
- ・ (4-2-2) 委託費の請求、交付前の立替払、(4-2-5(3)) 当該年度に契約した物品、役務の提供等の支出期限について、複数年度契約時の取扱いを明記しました。複数年度契約においては、物品等の発注において年度をまたぐ契約が可能です。
- ・ (4-3) 【表 2】 【表 3】 の体裁を変更しました。「(2)留意事項」を追加しました。
- ・ (4-3(2)③) 研究経費と他経費との合算使用について取扱いを明記しました。
- ・ (4-4) 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和 2 年 2 月 12 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ) を本事業にも適用し、委託費

により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施を可能としました。

- ・ (4-5) 複数年度契約の締結により、委託費の翌年度への繰越を可能としました。最終年度においては、実施期間を翌年度まで延長することにより、委託費の繰越が可能です。

④ 報告の諸手続

- ・ (5-1①) 最終年度において、実施期間を翌年度に延長した場合は、「年度実施報告書【実施期間延長用】」(様式 3-1)を提出書類として追加しました。
- ・ (5-2-1①②) 「委託費支出報告書」(様式 5)及び「完了通知書」(様式 7)の提出を郵送から電子メールでの提出に変更しました。

⑤ 契約締結後の実施計画の変更／中止

- ・ (6-1-1(2)) 振興会の承認を事前に受けることが必要な場合において、変更箇所を朱書き訂正した「実施計画書」(様式 1)の提出は不要としました。
- ・ (6-1-2) 日本側代表者が所属機関を変更する場合の手続を【表 4】にまとめました。

⑥ 研究成果公表等の際の留意事項

- ・ (7-1-1) 研究成果の公表に際し、論文等の謝辞に、本事業により支援を受けた旨を記載する場合には、課題番号(15桁、項目 1-2 参照)を必ず含めることとしました。併せて、和文・英文の記載例を変更しました。

(2) 様式

① 主な変更点

- ・ これまで実施計画書に記載が必要であった研究経費の「積算内訳」を様式 C として実施計画書と併せて提出いただくこととしました。
- ・ 押印を廃止しました。
- ・ 各書類に課題番号を記載してください。